

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 研修制度の改正について

福井県総合福祉相談所 障がい者支援課



令和7年4月

1. 改正内容

平成31年4月からサービス管理責任者等研修制度が改正されました。
主な内容は次のとおりです。

- 研修が、基礎研修、実践研修、更新研修に分類。
- 各分野ごとの研修カリキュラムを統一し、共通で実施。
- 直接支援業務による実務経験が8年に短縮。

平成30年度以前の受講者は、統一カリキュラムを受講したものとみなされます。

⇒いずれかの分野を受講していれば、他の分野のサビ児管研修を修了したものとなります。
(例：介護分野の受講者であっても、地域生活(身体・知的・精神)分野や就労分野の研修、児童分野(児発管)の研修の修了者とみなされます)

※サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者とは、実務経験が異なりますので、業務に従事する際にはそれぞれの実務要件を確認してください。

2. サビ児管として配置されるための要件

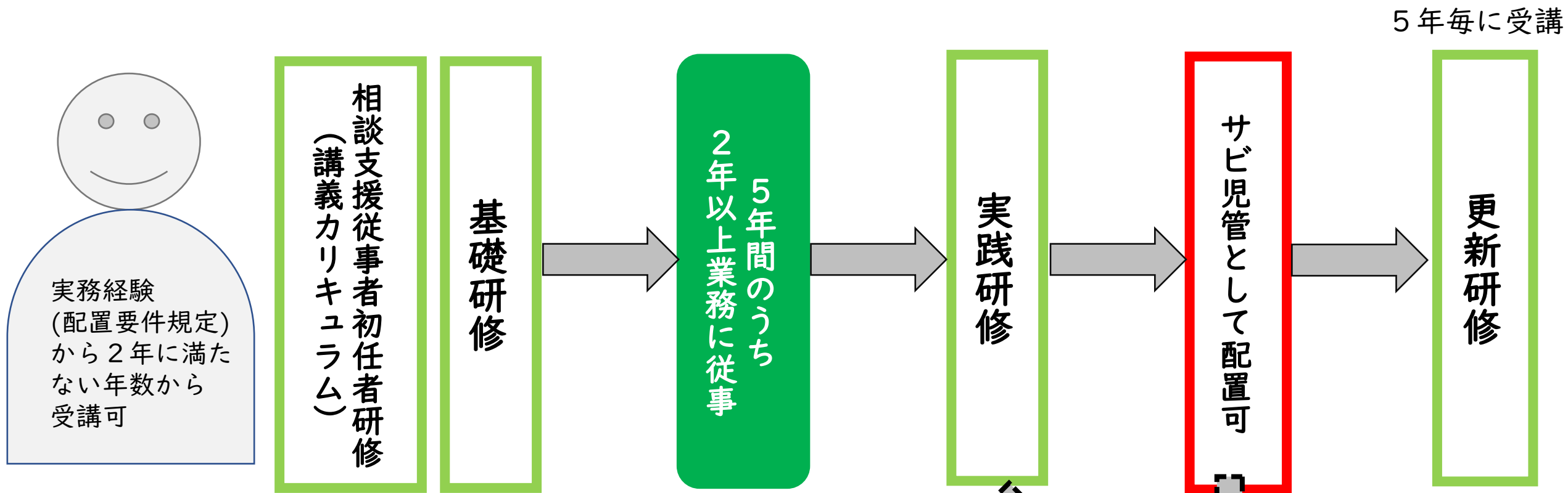
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置されるためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

(1)実務経験要件

(2)研修修了要件

- ①資格を取得：基礎研修を修了し、更に実践研修を修了
- ②資格を維持：実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了(以降5年毎に受講)

3. 研修受講の流れ



※実践研修から受講しなおす場合(次の①～③のいずれかに該当する者)

- ①R6.3末までに更新研修を受講しなかった旧研修修了者
- ②実践研修修了後5年以内に更新研修を受講しなかった者
- ③旧研修修了者の方で1回目の更新研修を修了した翌年度から5年以内に更新研修を受講しなかった者
(以降は1回目の更新研修を起算として、更新研修受講を繰り返す必要があります)

4－1．基礎研修修了者とは

【基礎研修修了者】

- ・ 「相談支援従事者初任者研修(講義カリキュラム)」修了し、かつ

「サービス管理責任者および児童発達支援管理者基礎研修(講義・演習)」修了した者。

- ・ 平成31年4月の改正前の研修のうち、いずれか片方のみ修了している場合

(ア) 平成30年度までに講義カリキュラムのみ受講
→基礎研修を修了すれば「基礎研修修了者」となります。

(イ) 平成30年度までに養成研修(旧研修)修了
→講義カリキュラムを修了すれば「基礎研修修了者」となります。

5－1．実践研修について【原則】

【受講要件】

①または②を満たす者。

①基礎研修修了者となった翌日以降、実践研修受講までの5年間に2年の実務経験を積んだ者。（最短では基礎研修修了者となった2年後に受講可）

※ 業務期間が2年以上かつ業務従事日数が360日以上必要。

※ 基礎研修修了前の実務経験年数は算入不可。

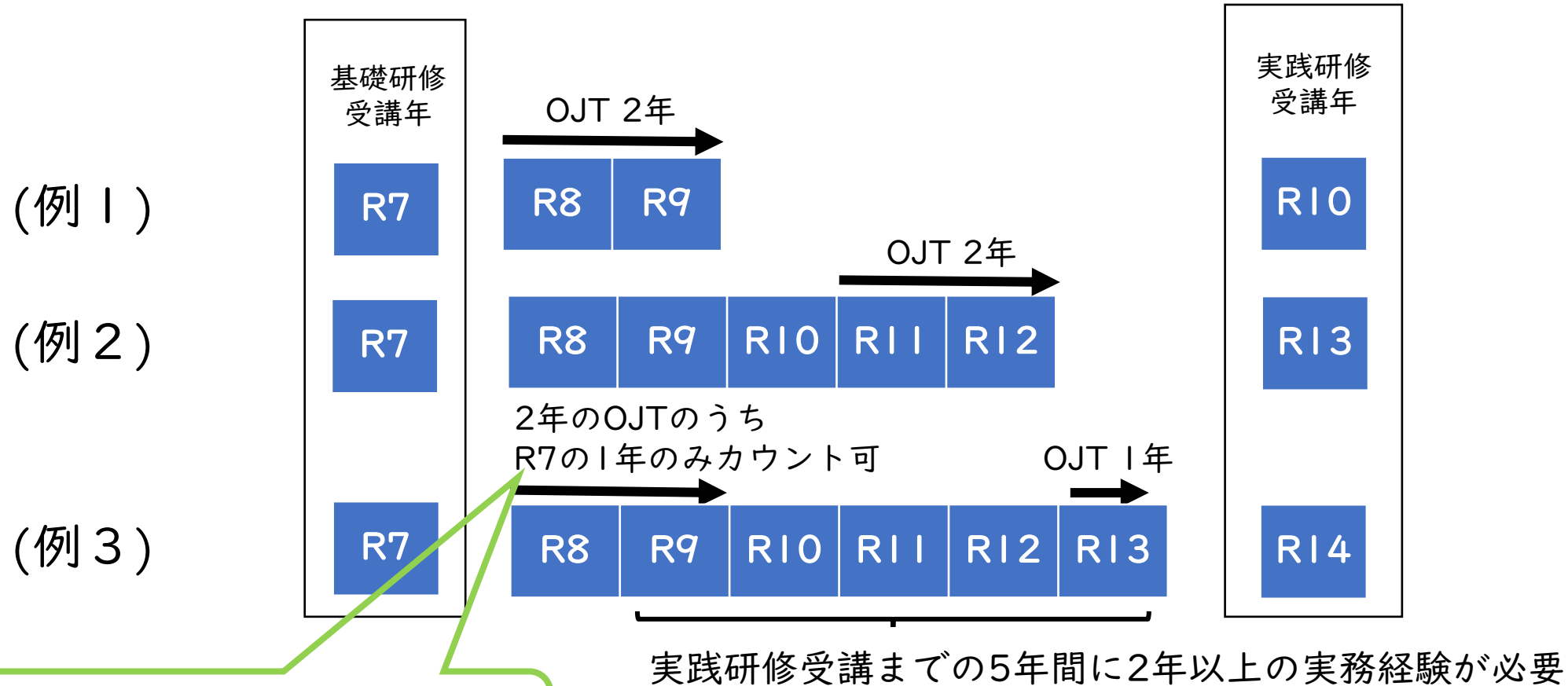
※ 産休・育休、療養のための休暇期間等により不在の期間は算入不可。

※ 実務経験に算入できる業務内容は、相談支援業務・直接支援業務・個別支援計画の原案作成に係る業務。

②指定された期限内に更新研修の修了者とならなかった者。

5－2．実践研修について(実務経験年数のとらえ方)

- ・実践研修受講にあたり、受講を希望する年の前5年間に2年以上の実務経験が必要です。



5年より前の実務経験は必要な年数としてカウントされません

5－3．実践研修について【例外】

【受講要件】

下記①～③を全て満たし、研修受講日前までに6か月以上の実務経験がある者。

※ 業務期間は6か月以上であり、かつ業務従事日数が90日以上必要。

※ 産休・育休、療養のための休暇期間等により不在の期間は算入不可。

①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る
実務経験要件を満たしている。

②障害福祉サービス事業所等における個別支援計画作成の業務の従事。

③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

※ 届出期限は、原則OJT開始前（遅くともOJT開始後10日以内）。

5-4. 実践研修について【例外】

【受講要件①について】

別添「実務経験年数表」参照。

基礎研修受講時点で配置要件規定の年数（赤枠）を満たしている者。

業務範囲	業務内容等	実務経験年数 (配置要件規定) 2)	基礎研修および講義カリキュラム対 表*3
A 相談支援業務	身体上もしくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	通 算 5 年 以 上	通 算 3 年 以 上
	ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業		
	イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター		
	ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設および更生施設、介護老人保健施設および介護医療院、地域包括支援センター		
	エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター		
	オ 特別支援学校		
	カ 病院、診療所		
	キ (ただし、社会福祉主事任用資格、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、Dに掲げる資格を有するもの。Aア～オに掲げる従事者の期間が1年以上のものに限る)		
B (資格あり 直接支援業務※1)	身体上もしくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴・排泄・食事その他の介護を行い、ならびにその者および介護者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、ならびにその訓練等を行うものに対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練または職業教育にかかる業務	通 算 5 年 以 上	通 算 3 年 以 上
	ア 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院または診療所の病室（療養病床）		
	イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護事業		
	ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所		
	エ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所		
	オ 特別支援学校		
	カ その他これに準ずると都道府県知事が認めたもの		
C (資格なし) 直接支援業務	BのA～カに掲げるものであって、社会福祉主事任用資格者等でないもの	通 算 8 年 以 上	通 算 6 年 以 上
D 国家資格者	次の国家資格等による業務に通算3年以上従事している者によるA～C（相談支援・直接支援）の業務 従事期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士または精神保健福祉士	通 算 3 年 以 上	通 算 1 年 以 上

5－5．実践研修について【例外】

【受講要件②について】

- ・ 個別支援計画（原案）作成までの一連の業務内容は下記のとおりとし、全ての業務に従事することが必要。

- ☑ 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。
- ☑ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。
- ☑ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。

※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。

- ☑ 上記原案に内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、
個別支援計画を利用者に交付する。
- ☑ 定期的な個別支援計画の実施状況の把握および利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、
少なくとも６月に１回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。

- ・ 個別支援計画（原案）作成をする回数は、**少なくとも概ね１０回以上**行うことを基本とする。

5－6．実践研修について【例外】

【受講要件③について：指定権者が福井県である場合】

・下記リンク先より、変更届出書および添付書類を確認し、福井県障がい福祉課に提出。

・対象者は2人目のサビ児管

[障害福祉サービス事業者指定申請様式 | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](#)

○様式第2号（変更届出書）

[児童福祉法に基づく申請様式 | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](#)

○指定通所支援事業所等変更届出書（様式第10号）

5－7．実践研修について【例外】

【受講要件③について：指定権者が福井市である場合】

- ・ 下記リンク先より、変更届出書および添付書類を確認し、福井市役所障がい福祉課に提出。
- ・ 対象者は2人目のサビ児管

[障がい福祉サービス、障害児通所支援事業者等の新規指定・更新・変更申請・変更届出について | 福井市ホームページ \(fukui.lg.jp\)](http://fukui.lg.jp)

○指定障害福祉サービス事業所等変更届出書

○指定障害児通所支援事業変更届出書

※ 提出前に福井市役所障がい福祉課にお問い合わせください。

6-1. 更新研修について

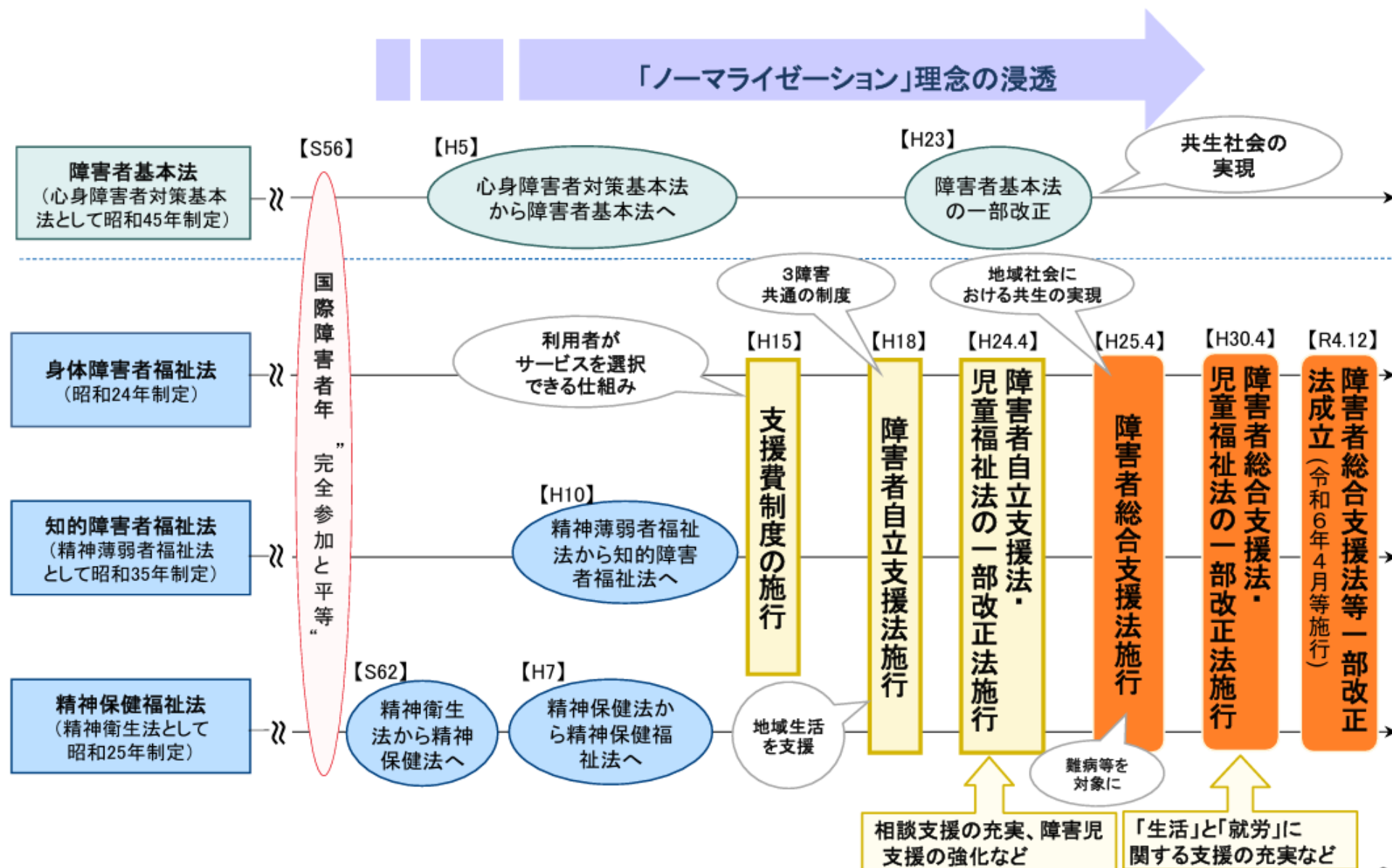
【受講要件】

- ①現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事している方。
- ②更新研修受講までの過去5年間に通算2年以上(サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員)の業務に従事している方。

2

障害福祉サービス等の現状

障害保健福祉施策の歴史

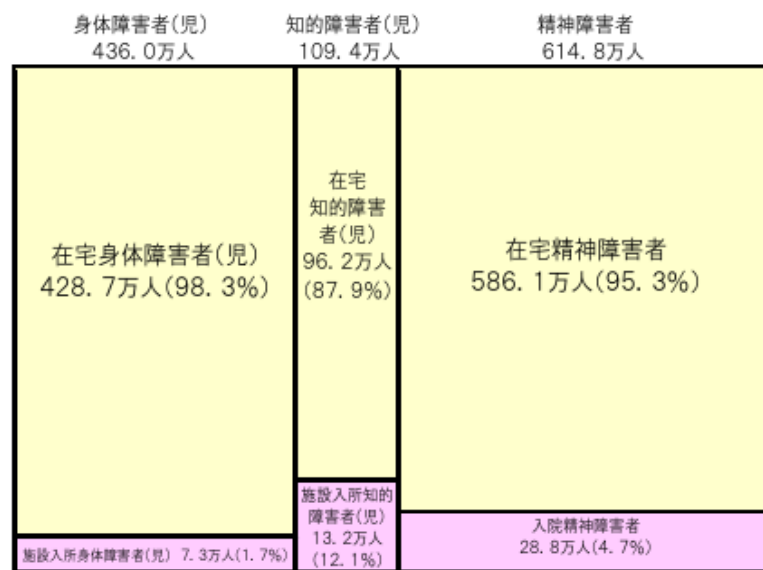


障害者の数

- 障害者の総数は1160.2万人であり、人口の約9.2%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は614.8万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

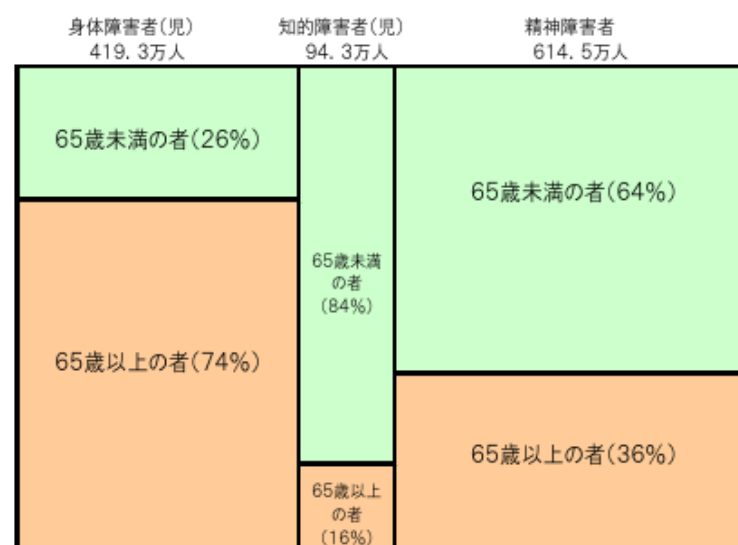
(在宅・施設別)

障害者総数 1160.2万人(人口の約9.2%)
 うち在宅 1111.0万人(95.8%)
 うち施設入所 49.3万人(4.2%)



(年齢別)

65歳未満 51%
 65歳以上 49%



出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)等、在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

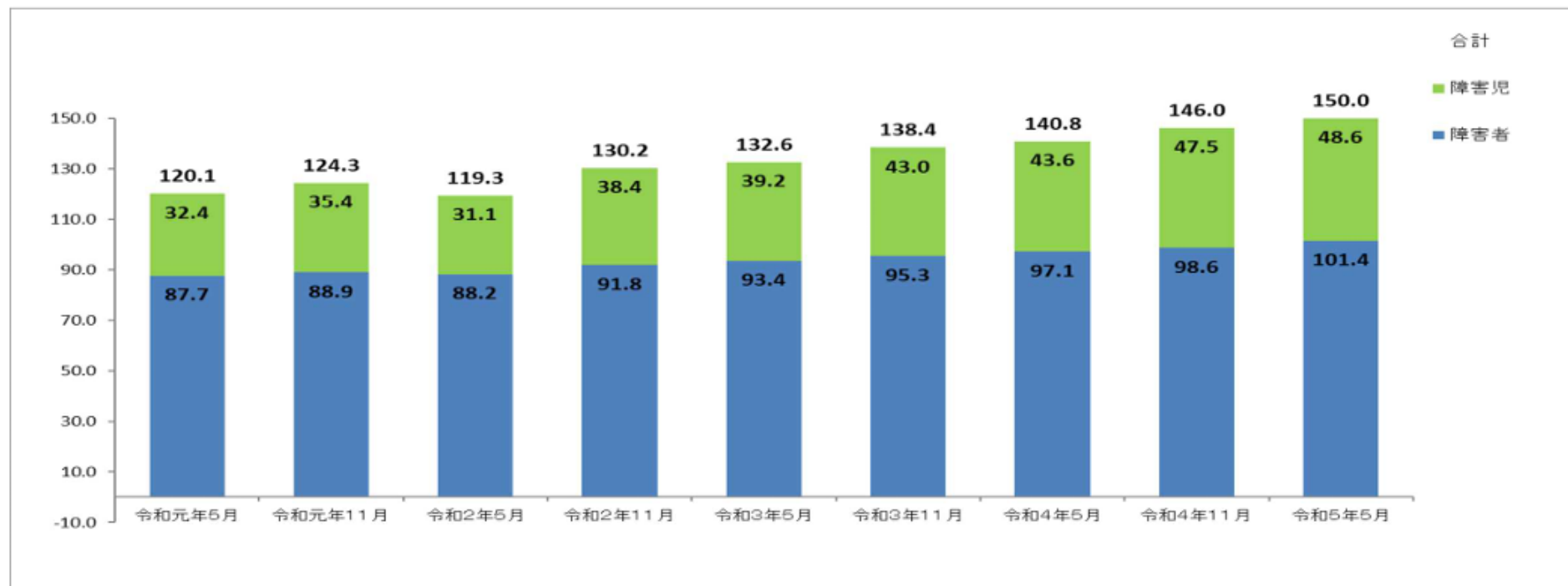
※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出し、精神障害者数は在宅及び施設入所者数(いずれも年齢不詳を除く)で算出。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(平成29年までは31日以上を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出)。

利用者数の推移(6ヶ月毎の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)

(単位:万人)



○令和4年5月→令和5年5月の伸び率(年率)..... 6.6%

(令和5年5月の利用者数)

このうち

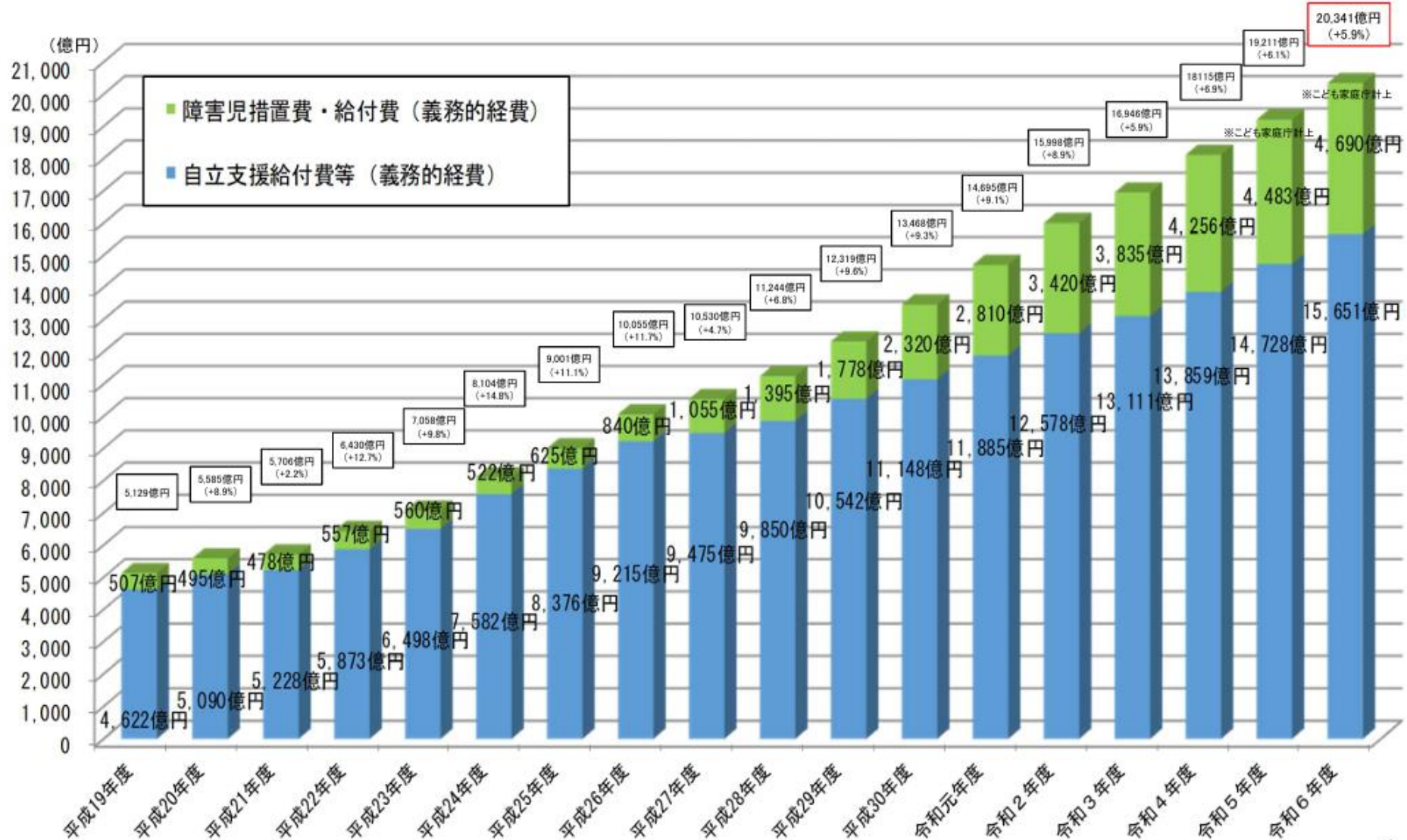
身体障害者の伸び率.....	1.7%
知的障害者の伸び率.....	2.7%
精神障害者の伸び率.....	8.7%
障害児の伸び率.....	11.4%

身体障害者.....	23.0万人
知的障害者.....	45.1万人
精神障害者.....	31.3万人
難病等対象者...	0.5万人(4,513人)
障害児.....	50.2万人(※)

(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は17年間で約4倍に増加している。



障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	207,088	22,337
		重度訪問介護 者 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	13,125	7,631
		同行援護 者 児 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	26,898	5,737
		行動援護 者 児 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	15,342	2,222
		重度障害者等包括支援 者 児 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	44	11
日中活動系	介護給付	短期入所 者 児 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	59,522	6,199
		療養介護 者 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	21,072	260
		生活介護 者 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	303,058	12,804
施設系		施設入所支援 者 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	123,245	2,546
居住支援系		自立生活援助 者 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,198	279
		共同生活援助 者 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う	187,497	13,577
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,212	188
		自立訓練（生活訓練） 者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	14,818	1,347
		就労移行支援 者 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	36,275	2,899
		就労継続支援（A型） 者 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	90,106	4,634
		就労継続支援（B型） 者 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	352,862	17,295
		就労定着支援 者 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	17,364	1,640

（注）1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は令和6年3月末現在の数値（国保連発）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

サービス内容				利用者数	施設・事業所数	
障害児通所系 訪問系 入所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援	センター 児	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う	195,814	12,785
			センター以外 児			
		放課後等デイサービス 児		授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	345,741	21,411
		居宅訪問型児童発達支援 児		重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	385	138
		保育所等訪問支援 児		保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	20,700	1,886
		福祉型障害児入所施設 児		施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,299	184
医療型障害児入所施設 児		施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,762	197		
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	262,298	10,325	
		障害児相談支援 児	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】			
		地域移行支援 者		住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	670	358
		地域定着支援 者		常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,415	550

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

(注) 1.表中の「**者**」は「障害者」、「**児**」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設等管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修

障害福祉計画・障害児福祉計画（基本指針）

障害福祉計画及び障害児福祉計画と基本指針について

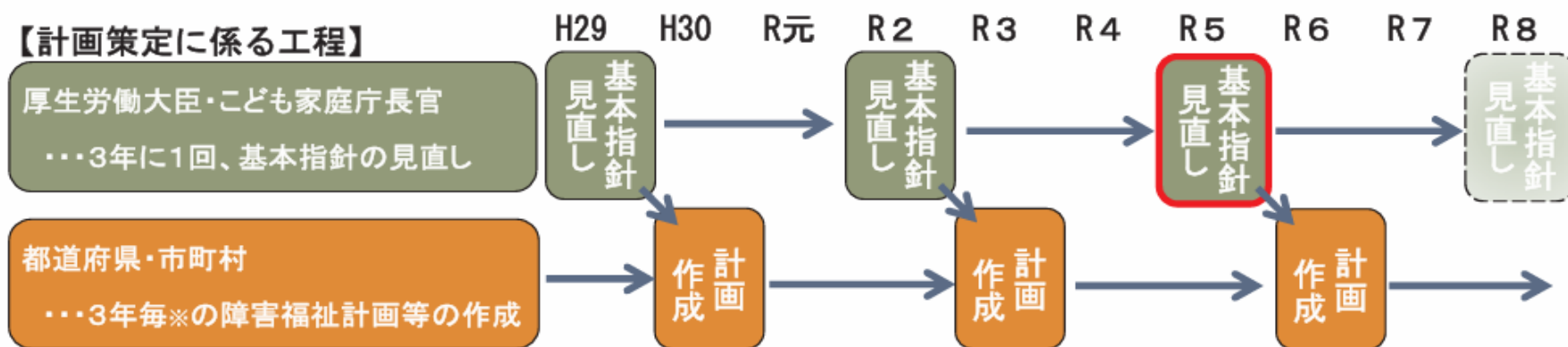
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（令和6～8年度※）を作成するための基本指針は令和5年5月19日に告示。

【計画期間等】

第1期計画期間	第2期計画期間	第3期計画期間	第4期計画期間	第5期計画期間 第1期計画期間（児）	第6期計画期間 第2期計画期間（児）	第7期計画期間 第3期計画期間（児）
18年度～20年度	21年度～23年度	24年度～26年度	27年度～29年度	30年度～2年度	3年度～5年度	6年度～8年度※
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度（令和2年度）を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和8年度を目標として、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

5 訓練系サービス

(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- ・社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価

＜個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日 等＞

- ・ピアサポートの専門性の評価

＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

6 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型
・就労定着支援・就労選択支援)

- ・就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し

＜利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上＞

- ・就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し

＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞

- ・就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し

＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞

- ・就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し

＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞

- ・就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定

＜就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日＞

7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実

＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞

- ・地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価

＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月

⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月＞

- ・相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充

＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150～300単位/月 等＞

8 障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援
・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- ・児童発達支援センター等における中核機能の評価

＜中核機能強化加算【新設】 22単位～155単位/日

中核機能強化事業所加算【新設】 75単位～187単位/日＞

- ・児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進

＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞

- ・児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入

＜児発・放デイの基本報酬の見直し＞

- ・支援ニーズの高い児への支援の評価を充実

＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞

- ・家族支援の評価を充実

＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワライ 60単位)、延長支援加算の見直し 等＞

- ・インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)

＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞

- ・障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実

＜小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186～320単位/日

サライ型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援 A 型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
就労継続支援 B 型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%

（注）令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** *拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位/日 *拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）**200単位/日** *連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。
（1月に3回を限度）

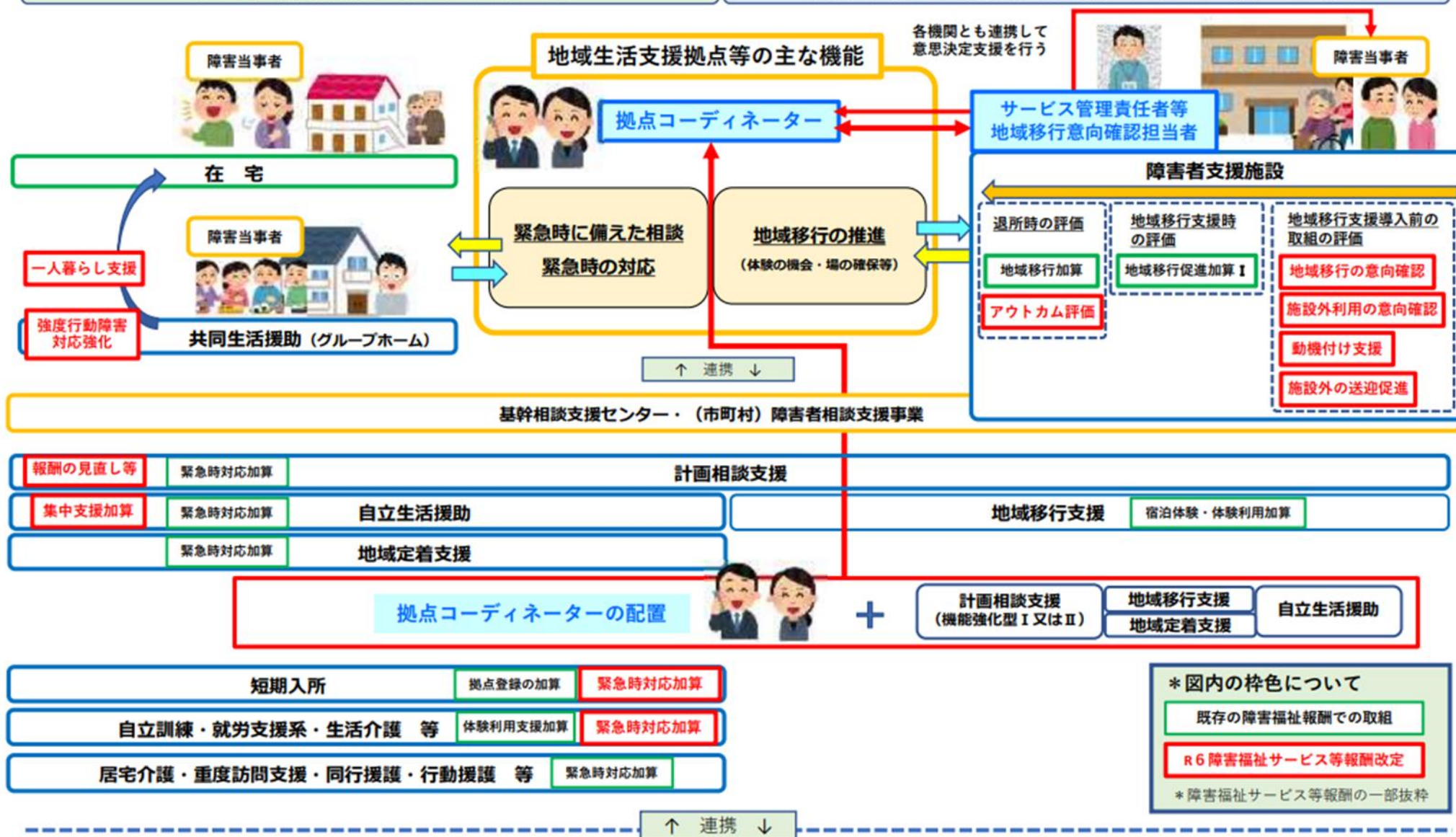
【新設】施設入所支援 地域移行促進加算（Ⅱ） **60単位/日**



障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



行政機関（障害福祉・高齢・保健等）・医療等の関係機関

（自立支援）協議会等の協議の場合

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可
（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に対応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

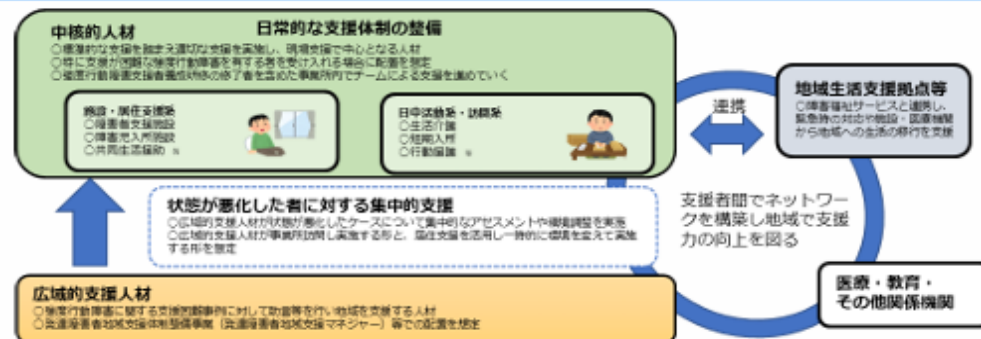
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③行動援助における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援助の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携 ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

10

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

＜各種様式等の簡素化・標準化＞

- 障害福祉分野における各種様式については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、（中略）地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書（中略）について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。
- このため、**令和5年度中にサービス類型ごとに、標準様式等を作成**することとしており、標準様式等を作成後、地方公共団体に対して活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行うこととしている。
- また、令和6年度に「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」に向けた検討を実施する予定。

＜標準様式等のイメージ（指定申請の場合）＞

・現行の地方公共団体の申請様式等の構成を整理し、サービス類型を通じて共通の申請書、各サービス毎に記載が必要な事項をまとめた付表及び添付書類の一覧を作成する。

- ①指定申請書本体（サービスに関わらず共通の事項を記載）
- ②付表（各サービスごとに必要な項目を記載）
- ③添付書類の一覧（①や②の記載事項が正しいかを確認するための挙証資料）
考えられる添付書類：登記の写し、従業員との雇用契約書、財務諸表 など

＜見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和＞

- 見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和（現行）前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**2人**以上
⇒ 見守り機器を入所者数の15%以上設置：前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**1.9人**以上 等

＜管理者の兼務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化＞

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、**同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。**
- **管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能であることを示す。**また、**管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。**

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

① 感染症発生時に備えた平時からの対応

<運営基準の見直し>

- 障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム、（福祉型）障害児入所施設）について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関（*）と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

<報酬による評価>

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①～③の要件を満たしている場合に評価。**（Ⅰ）**
 - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
 - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
 - ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。**（Ⅱ）**

（*）協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結することとしている。

【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月

② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。
- ※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

【新設】

新興感染症等施設療養加算	240単位
--------------	-------

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 100分の5に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

補足給付の基準費用額の見直し

現行制度（20歳以上の障害者の場合）

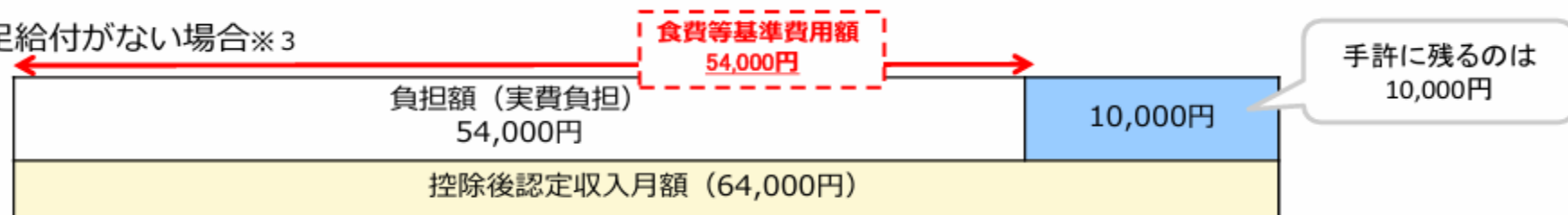
- 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手許に25,000円が残るよう、食費等基準費用額（54,000円）※1から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。

※1 食事・光熱水費にかかる平均費用

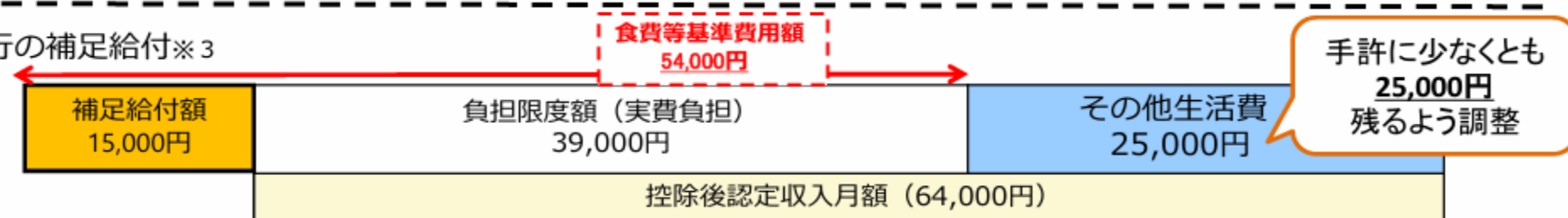
	補足給付の額
控除後認定収入額（※2）が66,667円を超える場合	$\begin{aligned} & \text{（月額）54,000円} - \text{負担限度額（月額）} \\ & \text{負担限度額（月額）} = \left(66,667\text{円} - \text{その他生活費の額} \right) + \left(\text{控除後認定収入額} - 66,667\text{円} \right) \times 50\% \end{aligned}$
控除後認定収入額が66,667円以下の場合	$\begin{aligned} & \text{（月額）54,000円} - \text{負担限度額（月額）} \\ & \text{負担限度額（月額）} = \text{控除後認定収入額} - \text{その他生活費の額} \end{aligned}$
生活保護受給者	（月額）54,000円

※2 一月における、収入から税、社会保険料、就労収入を控除した額

○補足給付がない場合※3



○現行の補足給付※3



※3 入所施設対象者（60歳未満、控除後認定収入額（月額 64,000円）の場合）

基準費用額の見直し

- 基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえ「55,500円」とする。

18

3

相談支援

現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)	■ 1,741市町村中 650市町村(H30.4) 37% 687市町村(H31.4) 39% 778市町村(R2.4) 45% ※箇所数は946ヶ所(R2.4)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等	■ 全部又は一部を委託 1,579市町村(91%) ■ 単独市町村で実施 1,040市町村(60%) ※R2.4時点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ 兼務可)、管理者	● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 9,623ヶ所(H30.4) 20,418人 10,202ヶ所(H31.4) 22,453人 10,563ヶ所(R2.4) 23,729人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,200ヶ所(21%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援	■ 3,397ヶ所(H30.4) 3,377ヶ所(H31.4) 3,551ヶ所(R2.4)

就労選択支援について



福井県健康福祉部障がい福祉課
自立支援グループ

就労選択支援とは

○「就労選択支援」創設の経緯

<就労支援の課題>

- ・ 就労系サービスの利用者本人が、自身の就労能力や一般就労の可能性を十分把握できておらず、働きづらさを抱える場合がある。
- ・ 家族を含めた支援者も、利用者の就労能力や適性を客観的に測ることが難しく、適切なサービスにつなげられない場合がある。
- ・ 一度利用を始めた就労継続支援A型やB型に固定されてしまい、その後のステップアップにうまくつながらない場合がある。

<方向性>

- ・ 就労系サービス利用の前段階で、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望や適性に合った選択を支援する

事業概要

○対象者

サービス類型		新たに利用する意向がある者	既に利用しており、支給決定の更新を行う者
就労継続支援A型		令和9年4月から原則	希望に応じて
就労継続支援B型	50歳に達している者 障害基礎年金1級受給者 就労経験を有する者	希望に応じて	
	上記以外の者 (現行のアセスメント対象者)	令和7年10月から原則	
就労移行支援		希望に応じて	令和9年4月から原則 (一部対象外)

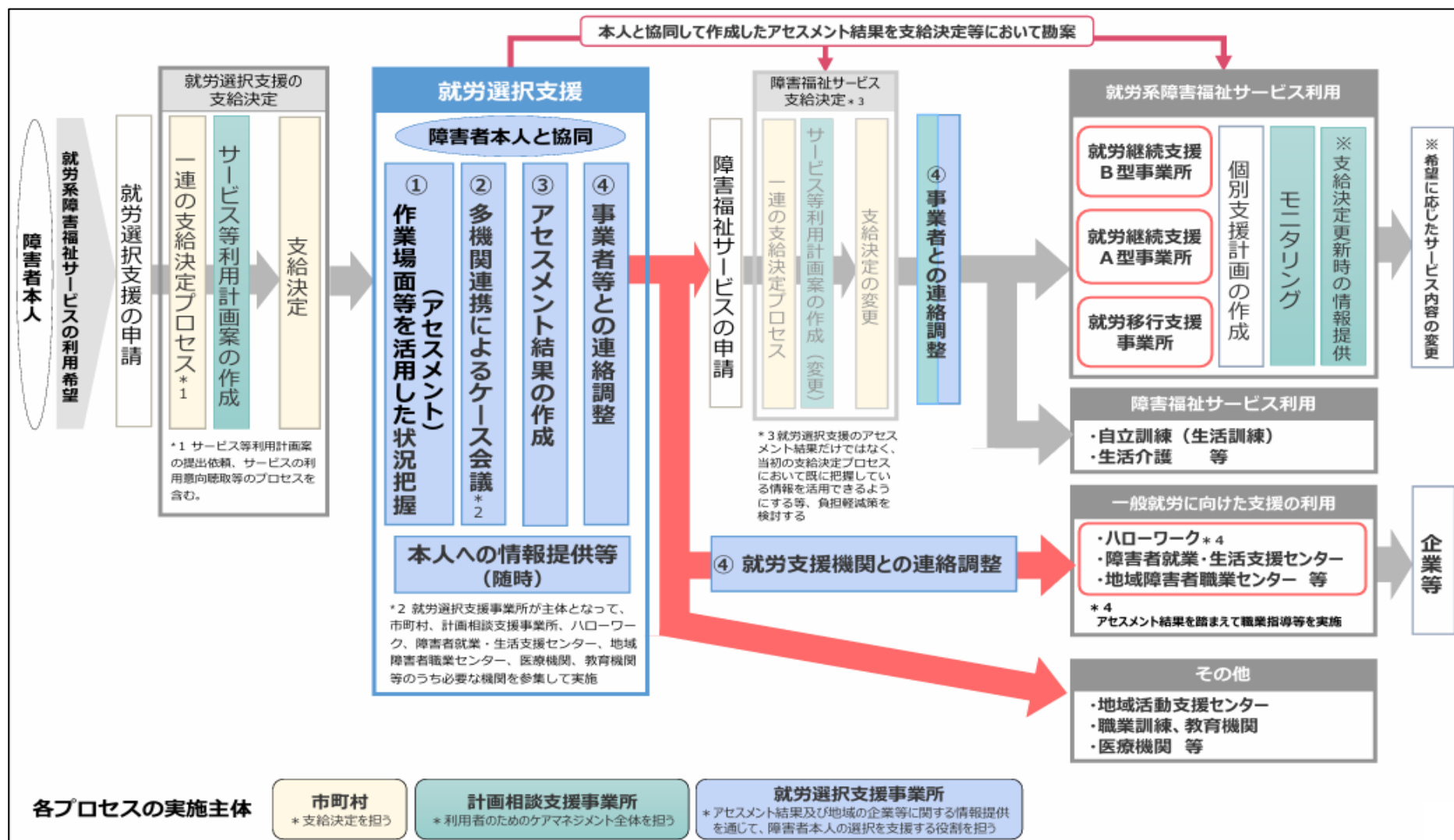
- ・支給決定の有効期間は1月または2月間のうち市町村が定める期間
(例外事由に該当しない限り 1月)

事業概要

○ 特別支援学校等における取扱い

- ・ 新たに就労継続支援B型の利用を希望する場合、特別支援学校生等についても就労選択の利用が必要になる。
- ・ 卒業後の進路選択を考えるうえでアセスメント結果を活用できるようにするため卒業年次以外であっても利用可能とし、在学中の複数回利用を認める。
- ・ ①職場自習の場に就労選択支援事業所が出向く場合、②生徒が長期休業期間や授業日に通所する場合の2パターンを想定
- ・ 特支校 + 放デイ、入所施設 という形での利用がある場合、特支校への出席に代わって就労選択支援を利用したうえでの他サービスとの併給も可能

就労系サービスの役割



障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(第42回)資料より抜粋

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度
 【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。
 (現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象
 (新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。
 ※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 自立支援加算(Ⅲ)に加算
 【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) * 自立支援加算(Ⅰ)に加算
 * 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。
 【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



3. 退居後の支援



* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

児童発達支援センターの役割・機能の強化（1. ③関係）

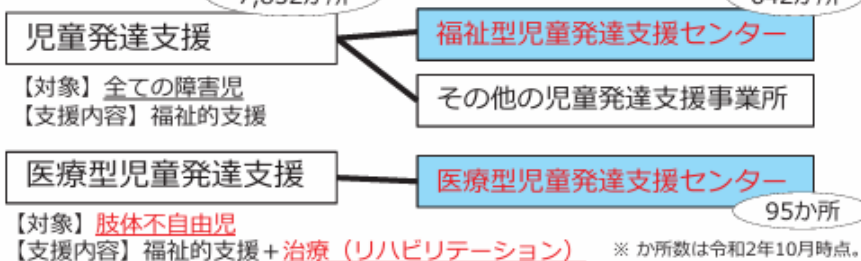
<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

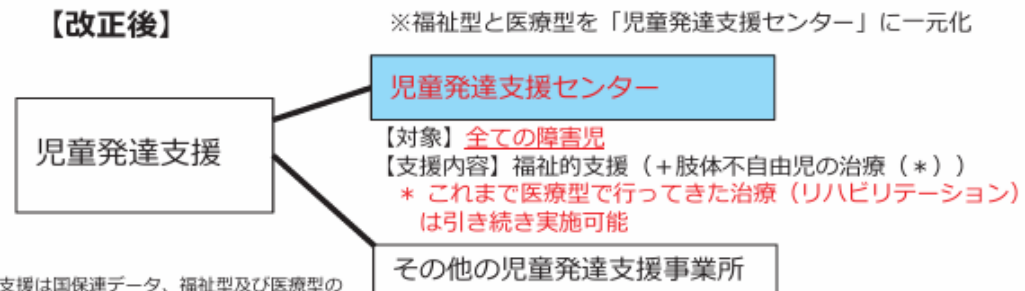
<改正の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
　　<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

【現 行】



【改正後】



※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築（3. ②関係）

<制度の現状>

- 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。

<改正の内容>

- ① 障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化する。

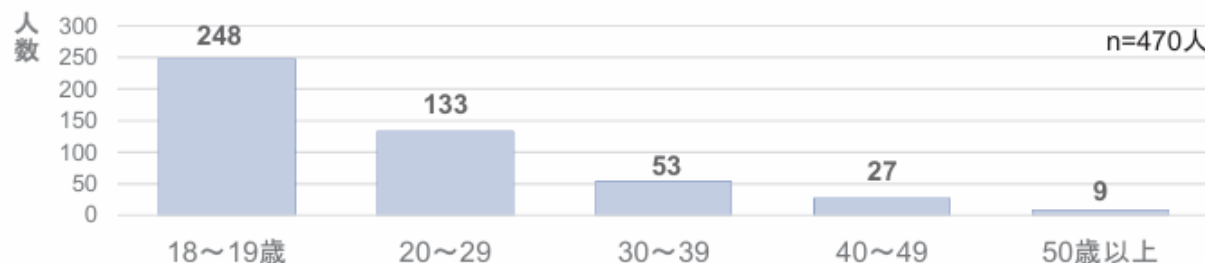
<都道府県・政令市が取り組む内容>

- ① 関係者との協議の場を設ける
- ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等

- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とする。

（注）現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状（年代別）】



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室調べ（令和3年3月31日時点）

※1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く

※2 470人（過齢児）のうち、22歳までの者は313人（うち19歳以下の者248人、20歳～22歳の者は65人）、23歳以上の者は157人。

※ 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）、③児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

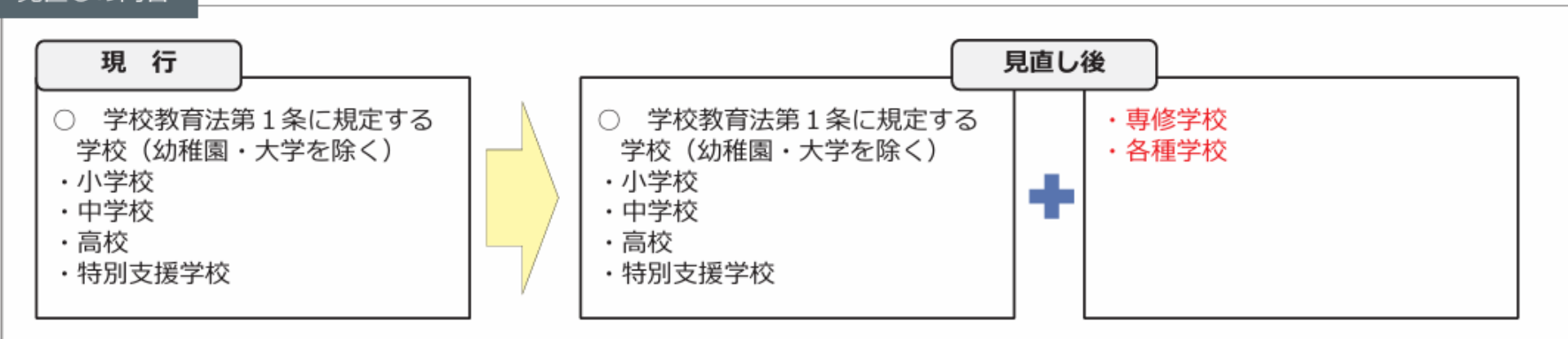
放課後等デイサービスの対象児童の見直し

- 放課後等デイサービスについては、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」を対象としており、義務教育終了後の年齢層（15～17歳）で、高校ではなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児は利用することができない。そうした子ども達の中には、学校終了後や休日に発達支援を特段に必要とせず自立的に過ごすことができる場合もあれば、障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もある。
- このため、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については、放課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とする。

※ 本件は、平成30年地方分権改革推進提案における自治体の提案を踏まえたもの。

※ 施行期日：令和6年4月1日

見直しの内容



対象者のイメージ

- 障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合

2. 質の高い発達支援の提供の推進②

②関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

《関係機関連携加算》

【現行】

- (I) 200単位/回（月1回まで） 保育所や学校等と連携し
個別支援計画作成等
- (II) 200単位/回（1回まで） 就学先・就職先と連絡調整

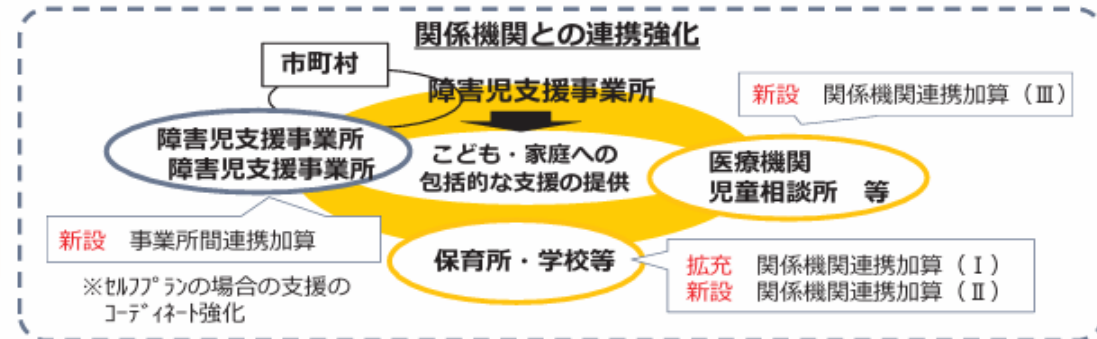
【改定後】

- (I) 250単位/回（月1回まで） 保育所や学校等と連携し個別支援計画作成等
- (II) 200単位/回（月1回まで） 保育所や学校等とI以外で情報連携
- (III) 150単位/回（月1回まで） 児童相談所、医療機関等と情報連携
- (IV) 200単位/回（1回まで） 就学先・就職先と連絡調整

- セルパワラで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価
(事業所間連携加算) ※併せて、障害児支援利用計画（セルパワラ）と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

新設《事業所間連携加算》

- (I) （中核となる事業所）500単位/回（月1回まで）
- (II) （連携する事業所）150単位/回（月1回まで）
- ※ (I) 会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助
や自治体との情報連携等を実施
- (II) 情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



③将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等デイサービス】

- こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価 (通所自立支援加算)
- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価 (自立サポート加算)

新設《通所自立支援加算》60単位/回（算定開始から3月まで）

※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

新設《自立サポート加算》100単位/回（月2回まで）

※高校生（2年・3年に限る）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

④その他

- 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める《運営基準》【障害児支援全サービス】
- 令和5年度末までの経過措置とされていた児童発達支援センターの食事提供加算について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実①

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める
(①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケアニーズの高い児への支援の充実 ④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)

①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算(Ⅶ)について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算(Ⅶ)》 【現行】 100単位/日

【改定後】 250単位/日

※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- 主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に評価(入浴支援加算)

新設《入浴支援加算》55単位/回(月8回まで)
※放デイは70単位/回

- 送迎加算について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》

【現行】 障害児 54単位/回

医療的ケア児 +37単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可
看護職員の付き添いが必要

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】

重症心身障害児 37単位/回

(※) 職員の付き添いが必要

【改定後】

障害児 54単位/回 重症心身障害児 +40単位/回

医療的ケア児 +40単位 又は +80単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】

重症心身障害児 40単位/回

医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回

(※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

(※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

80:医療的ケア
16点以上の場合

- 居宅介護の特定事業所加算の加算要件(重度障害者への対応、中重度障害者への対応)に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加

- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価(共生型サービス医療的ケア児支援加算)

新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》

400単位/日 (※) 看護職員等を1以上配置

②強度行動障害を有する児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 【現行】 155単位/日

※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児

(児基準20点以上) に対して支援

【改定後】 (Ⅰ) (児基準20点以上) 200単位/日

(Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日 (※放デイのみ)

加算開始から90日間は+500単位/日

※実践研修修了者(Ⅱは中核的人材)を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、放課後等デイサービスの個別サポート加算(Ⅰ)においても評価を充実。また、集中的支援加算(1000単位/日(月4回まで))も創設

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実②

③ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 児童発達支援の個別サポ-ト加算（Ⅰ）について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》 **【現行】** 100単位／日
※乳幼児等サポ-ト調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当する児に対して支援（主として重症児除く）

【改定後】 120単位／日
※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重症児除く）

- 放課後等デイサービスの個別サポ-ト加算（Ⅰ）について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》 **【現行】** 100単位／日
※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポ-ト調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）

【改定後】 ケアニーズの高い障害児に支援 90単位／日
同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位／日
著しく重度の障害児に支援 120単位／日
（主として重症児除く）

- 個別サポ-ト加算（Ⅱ）について、こども家庭センターやサポ-トプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅱ）》 **【現行】** 125単位／日
※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援

【改定後】 150単位／日
※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

- 人工内耳を装着している児に支援を行った場合を評価

《人工内耳装着児支援加算》
【現行】 445～603単位／日
※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合

【改定後】
（Ⅰ）児発センター（聴力検査室を設置） 445～603単位／日
（Ⅱ）その他のセンター・事業所 150単位／日
※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

- 視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）

新設 《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》 100単位／日

④不登校児童への支援の充実

【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価（個別サポ-ト加算（Ⅲ））

新設 《個別サポ-ト加算（Ⅲ）》 70単位／日
※放デイのみ

⑤居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、5. インクルージョンの推進（保育所等訪問支援の充実）等を参照

- 支援において5領域を全て含めた総合的な支援を提供することや、事業所の支援プログラムの作成・公表等を求める
- 効果的な支援の確保・促進（支援時間の下限の設定、訪問支援員特別加算の見直し、多職種連携支援加算の新設）
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価（強度行動障害児支援加算の新設）
- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価（家族支援加算の新設）

4. 家族支援の充実

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る（①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応）

①家族への相談援助等の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

- **家庭連携加算**（居宅への訪問による相談援助）と**事業所内相談支援加算**（事業所内での相談援助）について、統合し、ワラインによる相談援助を含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位（1時間未満187単位）／回（月4回まで）

《事業所内相談支援加算》

（Ⅰ）（個別相談） 100単位／回（月1回まで）

（Ⅱ）（グループ） 80単位／回（月1回まで）

【改定後】《家族支援加算》（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月4回まで）

（Ⅰ）個別の相談援助等 居宅訪問 300単位（1時間未満200単位）／回
施設等で対面 100単位／回
ワライン 80単位／回

（Ⅱ）グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位／回
ワライン 60単位／回

- 家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価（**子育てサポーター加算**）

新設《子育てサポーター加算》80単位／回（月4回まで）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

②預かりニーズへの対応 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

【現行】

	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位／日	128単位／日
同1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

【改定後】

	障害児	重症心身障害児・医療的ケア児
延長1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日
（延長30分以上1時間未満	61単位／日	128単位／日）

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：5時間、放デイ：平日3時間・学校休業日5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合（職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置）
なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

5. インクルージョンの推進

- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める
(①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実)

①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める《運営基準》
- **保育・教育等移行支援加算**について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

《保育・教育等移行支援加算》【**現行**】500単位／回（1回まで）
※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合
(退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合)

➡【**改定後**】退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位／回（2回まで）
退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位／回（1回まで）
同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位／回（1回まで）

②保育所等訪問支援の充実

<効果的な支援の確保・促進>

- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《運営基準》。フィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等においてワライの活用を推進
- 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価（**関係機関連携加算**）
- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける
- **訪問支援員特別加算**について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す

新設《**関係機関連携加算**》150単位／回（月1回まで）

新設《**自己評価結果等未公表減算**》
所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

《**訪問支援員特別加算**》【**現行**】679単位／日

※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置

➡【**改定後**】(Ⅰ)業務従事10年以上（又は保育所等訪問等5年以上）850単位／日
(Ⅱ) 同 5年以上 3年以上 700単位／日

- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価（**多職種連携支援加算**）

新設《**多職種連携支援加算**》200単位／回（月1回まで）
※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

<ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

- 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価（**ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算**）

新設《**ケアニーズ対応加算**》120単位／日
※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

新設《**強度行動障害児支援加算**》200単位／日
※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

<家族支援の充実>

- 家族支援の評価を見直す

【**現行**】《**家庭連携加算**》
居宅訪問 280単位
(1時間未満187単位)／回
(月2回まで)

➡【**改定後**】《**家族支援加算**》(Ⅰは月2回まで・Ⅱは月4回まで)
(Ⅰ) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)／回
事業所等で対面 100単位／回 ワライ 80単位／回 45
(Ⅱ) グループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位／回 ワライ 60単位／回

6. 障害児入所施設における支援の充実

- 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える
(①地域生活に向けた支援の充実 ②小規模化等による質の高い支援の提供の推進 ③支援ニーズの高い児への支援の充実 ④家族支援の充実)

①地域生活に向けた支援の充実

- 移行支援計画を作成し同計画に基づき移行支援を進めることを求める《運営基準》
- 移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し、連携・調整を行った場合に評価(移行支援関係機関連携加算)
- 特別な支援を必要とする児の宿泊・日中活動体験時に支援を行った場合に評価(体験利用支援加算)
- 職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す

新設《移行支援関係機関連携加算》
250単位/回(月1回まで)

新設《体験利用支援加算》
(Ⅰ)(宿泊) 700単位/日(1回3日・2回まで)
(Ⅱ)(日中活動)500単位/日(1回5日・2回まで)

【現行】《職業指導員加算》
8~296単位/日
※職業指導員を専任で配置



【改定後】《日中活動支援加算》 16~322単位/日
※経験を有する職業指導員を専任で配置し、
日中活動に関する計画を作成し支援

②小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うことを求める《運営基準》
- 小規模グループケア加算について、より小規模なケアとサテライト型の評価を見直す
- 基本報酬(主として知的障害児に支援を行う場合)について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく(11人以上~40人以下の区分を10人刻みから5人刻みに)設定するとともに、大規模の定員区分について整理(111人以上の区分を削る)

《小規模グループケア加算》

【現行】 240単位/日 サテライト型+308単位/日
※専任の児童指導員等を1以上(サテライト型は2以上)配置

【改定後】 規模に応じて186~320単位/日 サテライト型+378単位/日
※サテライト型は3以上(うち2は兼務可)配置

③支援ニーズの高い児への支援の充実

※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算(Ⅰ)広域的支援人材による支援:1000単位/日(月4回まで)
(Ⅱ)他施設等からの受入れ:500単位/日(いずれも3月以内)も創設

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

《強度行動障害児特別支援加算》
【現行】 781単位/日
加算開始から90日間は+700単位/日



【改定後】 (Ⅰ)(児基準20点以上) 390単位/日
(Ⅱ)(児基準30点以上) 781単位/日 ※90日間+700単位は変更なし
※加配・設備要件を緩和。Ⅱについて中核的人材を配置

- 被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価(要支援児童加算)

新設《要支援児童加算》 (Ⅰ)(関係機関と連携した支援) 150単位/回(月1回まで)
(Ⅱ)(心理担当職員による計画的な心理支援) 150単位/回(月4回まで)

④家族支援の充実

- 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合に評価(家族支援加算)

新設《家族支援加算》 (Ⅰ・Ⅱそれぞれ月2回まで)
(Ⅰ) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)/回
施設等で対面 100単位/回 オンライン 80単位/回
(Ⅱ) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回46